

○豊中市立青少年自然の家条例施行規則

平成20年3月31日

規則第22号

改正 平成20年12月25日規則第65号

平成22年4月1日規則第30号

平成23年3月25日規則第5号

平成30年3月14日規則第10号

令和2年4月22日規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市立青少年自然の家条例（平成20年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間)

第2条 豊中市立青少年自然の家（以下「自然の家」という。）の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

(1) 宿泊する場合 使用を開始する日の午前9時30分から使用を終了する日の午後4時まで（条例別表第1に掲げる宿泊室及びテントについては、使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午後2時まで）

(2) 宿泊しない場合 午前9時30分から午後4時まで

(休所日)

第3条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することがある。

(1) 毎週月曜日及び火曜日（豊中市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和32年豊中市教育委員会規則第3号）第2条第1項第2号に規定する夏季休業日及び春季休業日の間の月曜日及び火曜日を除く。）（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日に当たらない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用承認の申込み)

第4条 条例第4条の規定により、自然の家の施設を使用しようとする者は、使用を開始する日の10日前までに使用承認申込書を市長に提出しなければならない。ただし、宿

泊しない場合の使用承認の申込みについては、この限りでない。

- 2 前項の申込みは、使用する日（宿泊する場合にあっては、使用を開始する日。以下同じ。）の12月前（市外居住者（大阪府豊能郡能勢町に居住する者を除く。）が使用する場合にあっては、使用する日の6月前）から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

（使用承認）

第5条 自然の家の施設の使用承認は、前条第1項の使用承認申込書を受け付けた順序による。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

（使用承認書の交付）

第6条 自然の家の施設の使用を承認したときは、使用承認書を申込者に交付する。

（使用期間）

第7条 自然の家の施設は、引き続き6日を超えて使用することができない。

（使用時間の計算及び延長）

第8条 使用時間には、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

- 2 自然の家の施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認なく使用時間を延長することができない。

（使用承認書の提示）

第9条 使用者は、使用の際、交付された使用承認書を職員に提示しなければならない。

（建物等の滅失等の届出）

第10条 使用者は、建物、附属物、器具又は立木等を滅失し、又は毀損したときは、直ちに届け出て、職員の指示を受けなければならない。

（使用終了の届出）

第11条 使用者は、自然の家の施設の使用が終わったときは、直ちに届け出て、職員の確認を受けなければならない。

（指定管理者の公募）

第12条 条例第12条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

（1）自然の家の名称、所在地及び施設の概要

（2）指定管理者（条例第11条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う業務の範囲

- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 応募に必要な資格
- (5) 指定管理者の指定の申込みの手続
- (6) その他市長が必要と認める事項
(指定申込書の提出等)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、条例第12条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第11条第2項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）に関する収支計画書
- (2) 自然の家に関する管理体制計画書
- (3) 個人情報（豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護体制計画書
- (4) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款，寄附行為，規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 法人にあつては，登記事項証明書
- (6) 当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- (7) 当該法人等の事業の概要を記載した書類
- (8) 市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書，貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 前項の申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの
- (10) その他市長が必要と認める書類
(指定管理者の選定の基準)

第14条 条例第12条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 市の青少年健全育成に関する施策の方針を理解して，青少年健全育成を推進する

ための事業を自ら企画し、実施する能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認めて定める基準

(事業報告書の記載事項)

第15条 条例第14条の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 自然の家の利用状況
- (3) 自然の家の利用料金の収入の状況
- (4) 指定管理業務に係る経費の収支状況
- (5) その他自然の家の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項

(利用料金の減免の基準)

第16条 条例第16条に規定する市長が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳又は国が定める療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者その他市長がこれらの者に準ずると認める者及び介助者（1人に限る。）が使用するとき 利用料金の5割減額

- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度市長の定める割合の減額

(利用料金の返還)

第17条 条例第17条第2項ただし書に規定する市長が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用する日の10日前までに使用承認の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき 既納の利用料金の全額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めるとき 既納の利用料金の全額又はその都度市長の定める割合の額

(申込書等の様式)

第18条 この規則による申込書等の書類の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、自然

の家の管理運営に関する事務は、教育委員会に委任する。

(施行細目)

第20条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条から第19条までの規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第5号抄)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月22日規則第44号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。